# はじめに

本報告は,経済産業省からの報告徴収(「検査データの改ざんに係る報告徴収について(平成 18・12・05 原第 1号)」)に基づき,平成19年1月31日付けをもって報告した原子力発電設備における法定検査に係るデータ改ざんの7事案について,追加の報告徴収(「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について(平成 19・01・31 原第 21号)」)に基づき,詳細な事実関係の調査,原因の究明及び再発防止対策を報告するとともに,追加的に見出された法定検査に係るデータ改ざんについても,併せて報告するものである。

これら再発防止対策の具体的取組については、「発電設備の点検について(平成 18・11・30 原院第 1 号)」に基づく点検結果も踏まえ、適宜展開していくこととしている。

今後も引き続き,データ改ざん,必要な手続きの不備その他同様な問題がないか,点検を実施し,原因の究明, 再発防止対策の具体的な実施に向けての検討を行い,今後とりまとめて報告する。

# 1.調査体制

発電対策部会の下に,「原子力発電設備における法令手続き及び検査・計測記録適正化検討会(原子力検討会)」を設置し,その下部組織の調査チーム(事実調査・対策検討チーム,検査の適切性確認チーム)が調査を行った。 なお,調査に透明性,客観性を確保するため,原子力検討会には社内監査部門(品質・安全監査部,原子力品質 監査部),法務部門,企画部門及び弁護士が参画し,調査チームの調査実施状況を確認する体制とした。

# 2. 法定検査に係る7事案の調査

#### 2 - 1 . 調査件名

報告徴収に基づき平成 19 年 1 月 31 日に報告済みの以下の 7 事案について,追加報告徴収に基づき,詳細な事実関係の調査,原因の究明及び再発防止対策の立案を行った。

No	法定検査	ユニット	時期
原 -a	ᄮᄱᄀᆞᆞᅶᆩᅑᆖᄴᅠᄮᅩᅩᄀᆌᆞᄼᅎᄁᆥ	柏崎刈羽1号機	H4.5
	非常用ディーゼル発電機,炉心スプレイ系及び 低圧注水系機能検査	福島第一1~6号機	S54.6 ~ H14.4
赤 - 10		柏崎刈羽3号機	H6.11
原	総合負荷性能検査	福島第一1~6号機	S52.10 ~ H14.3
冰	(蒸気タービン性能検査・ホ項使用前検査を含む)	福島第二1~3号機	H2.1 ~ H14.8
原	安全保護系設定値確認検査	福島第一1号機	S54.2 ~ H10.5
原	安全保護系保護検出要素性能(校正)検査	S56.11 ~ H10.5	
原	主蒸気隔離弁漏えい率検査(停止後)	柏崎刈羽1~3号機	H6.9 ~ H10.10
原	蒸気タービン性能検査(タービン過速度トリップ検査)	柏崎刈羽7号機	H13.3
原	原子炉停止余裕検査	福島第一2号機	H12.9

# 2 - 2 . 調査方法

上記の7事案について,事実関係及び原因を明らかにするため,以下の方法により調査を実施した。

#### (1)関係者に対する聞き取り調査

聞き取り調査は,本店および発電所にて面接する方法で行った。

聞き取り調査対象者の選定にあたっては,各事案の改ざんが行われた時期に,当該検査の受検担当部署(検査実施部署)・保全担当部署・設備運用部署(当直)に所属していた社員,OB,ならびに協力企業の社員を対象とした。(聞き取り対象者は,延べ170名)

上記7事案についての個別の聞き取り調査は,客観性を担保する観点から,事実調査・対策検討チームのうち原子力品質監査部の者が担当するとともに,原則として本店原子力技術・品質安全部及び当該原子力発電所品質・安全部の者が技術サポートとして立ち会うとともに,重要な聞き取りあたっては,弁護士が立ち会った。

特に,原 - aの事案については,重大な事案であることから,公正かつ中立な立場から客観的に調査・解明するため,社外の弁護士5名からなる社外弁護士調査団に調査を依頼し,当該社外弁護士調査団主導で調査を実施した。

#### (2)関連資料の調査

聞き取り調査の結果を裏付けないし補完するため、社内に保管している定期検査関係資料の中から関連資料を調査し、その内容を事実調査・対策検討チームが確認した。なお、資料調査の結果によっては、必要に応じ、同一人物に複数回にわたり再度聞き取りを実施した。

#### 2 - 3 . 調査結果

上記の7事案に対して,事実関係及び原因を明らかにするため調査した結果を別表-1に示す。

# 3. 法定検査に係る追加調査

#### 3-1.法定検査に係る7事案についての社内の追加調査

#### 3-1-1 調査範囲

(1) 一連の調査において確認された7事案について,念のため他の発電所においても同様の改ざんが行われていないか確認するため,再度,グループ会議を開催し,メンバーへの再確認を実施するとともに,書類調査・点検記録等の確認を行った。

また,長期にわたり検査に従事し,検査制度について豊富な知識を有する者に対しても,念のため同様の 改ざんが行われていないか,再度,聞き取り調査を実施した。

(2) さらに,7事案の聞き取り関係者に対して,その他類似の改ざんがないか,再度,確認を実施した。

#### 3-1-2 調査方法

#### (1) 他発電所における7事案と同様の改ざんの有無の調査

( ) 1010 01111 0 10 0 0 10 111 0 10 10 10 1							
方法	対象	人数					
グループ会議 での確認	検査に従事する 3 発電所技術社員約 1900 人のうち ,7 事案に係る法定検査に関係 するグループ(運転,技術,保全各グループ)メンバー	約800名					
聞き取り調査	3 発電所で長期にわたり検査に従事し ,検査制度について豊富な知識を有する者	約 45 名					
書類調査	上記グループ会議で改ざんの可能性がある事案	-					

#### (2) その他類似の改ざんの有無の調査

方法	対象	人数
聞き取り調査(7事案に係る聞き取りに併せて実施)	7事案の聞き取り関係者	170名

# 3 - 2 . メーカー・協力企業への法定検査に係るデータ処理の改ざんに関する聞き取り調査

#### (1)調査範囲

原 - aのように,検査の成立性に問題があり,かつ保安規定に抵触する可能性がある類似事象の有無について確認することを目的として,定期検査工事の主な請負工事先であるメーカー及び協力企業に依頼し,各社の体制の中で聞き取り調査を実施した。

調査対象企業:(㈱東芝,(㈱日立製作所,東電工業㈱),(㈱東京エネシス,(㈱関電工,

東電環境エンジニアリング㈱,岡野バルブ製造㈱

調査対象期間:可能な限り過去に遡って調査を実施

調 查 対 象 者:現場代理人,主任技術者,工事責任者,検査責任者等

#### (2)調査方法

聞き取り内容

上記7事案を参考例として、機能・性能に係る法定検査において検査妨害に類似するものがなかったか質問資料を作成し、資料を用いた聞き取り調査の実施をメーカー・協力企業各社に依頼した。

#### 聞き取り対象者数及び対象期間

可能な限り過去に遡る調査を行うため,メーカー・協力企業各社の現場代理人,主任技術者等の在籍者リストを作成し,広範な期間をカバーするように対象者を選定して,各社の体制の中で聞き取り調査を実施した。 (7社合計:70名)

(株東芝:12名, 株)日立製作所:11名, 東電工業株):8名, 株東京エネシス:6名 (株)関電工:11名, 東電環境エンジニアリング株):12名, 岡野バルブ製造株):10名

#### 3 - 3 . 調査結果

### (1) 法定検査に係る7事案についての社内の追加調査結果

関係者に対する聞き取りにおいて、追加事案を確認した結果、新たに以下の1事案が明らかとなった。

No	法定検査	ユニット	時期
原	蒸気タービン性能検査(組立状況検査)	柏崎刈羽7号機	H13.3

#### (2)メーカー・協力企業への法定検査に係るデータ処理の改ざんに関する聞き取り調査結果

メーカー・協力企業(7社,70名)に対し聞き取り調査を行った結果,法定検査に関する新たなデータ処理の改ざんは確認されなかった。

# 4. 再発防止対策

#### 4-1 法定検査に係る7事案及び追加調査で確認された1事案に対する再発防止対策

柏崎刈羽1号機における「非常用ディーゼル発電機,炉心スプレイ系及び低圧注水系機能検査」の事案については、事案の重大性に鑑み、以下の再発防止対策を実施する。

法令遵守及び組織運営上の問題に対する対策

安全文化や法令遵守については、平成14年の当社の「4つの約束」で対策が打たれているものの、今回 は部長という高い職位にあるものが、これを軽視する判断を行った事を重く受け止め、対策を検討する。即 ち、部長、所長など高位職にあるもののあるべき行動を明確にする。

安全文化に対する更なる対策 (「安全を守る」とは)

安全文化については,既に「4つの約束」で対策が打たれているものの,「安全を守る」ということについて,本事例をもとに明確にし,周知する。起動前の総点検において,これを周知し,確認の徹底を図る。この事案を含め,法定検査に係る7事案及び追加調査で確認された1事案に対し,検出された個々の原因について,以下の手順で整理を行った。

各原因について,キーなる項目を抽出した。

抽出したキーなる項目(小分類)に基づき,各原因の項目を整理した。(11項目に分類)

小分類した項目を,(1)品質保証システムの問題,(2)企業倫理遵守・企業風土の問題,(3)安全文化の醸成・ 定着の問題に分類(大分類)した。

上記での小分類毎に評価を実施し、平成14年9月に、原子力不祥事を踏まえ策定した「4つの約束」及び、平成19年1月10日に、海水温度データの改ざんの結果から策定した「二度と不適切な取扱いが行われないようにするための対策」、「対策の有効性評価」についての評価を踏まえ、以下の対策を実施するものとする。

(1)品質保証システムの問題

- a . 検査の判断基準等の明確化
- b. 検査の手順等のプロセスの明確化
- c . 検査要領書等の記載内容の充実
- d . 組織力を発揮した課題解決の実施
- e . 主任技術者の機能の充実
- f.上位職の行動規範の明確化
- (2)企業倫理遵守・企業風土の問題
- a . 説明責任を果たす価値観の浸透
- b.法令等を遵守する倫理観の徹底
- c . 正直にものを言う風土の醸成
- (3)安全文化の醸成・定着の問題
- a . 安全を最優先する文化の徹底
- b . 安全を常に問いかける姿勢の醸成

- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」の継続
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続,

管理者の適正関与・指導の仕組みの構築(強化)

- 「4つの約束」の継続,主任技術者の牽制機能が発揮される仕組みの構築(新規)
- 「4つの約束」の継続,高位職のもののあるべき姿の明確化(新規)
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続, 説明責任の重要性に関する価値観の浸透(強化)
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続、
- 「ものが言える風土の徹底」(強化)
- 「4つの約束」「海水温度データ改ざん」対策の継続 「4つの約束」の継続

#### (4) 再発防止対策の有効性の評価

本店および発電所の管理職は、自らの組織に対して上記対策の実施状況と有効性を定期的に評価する。また、原子力品質監査部は、本店および発電所の各組織に対して、業務品質監査等を通じ、上記対策の実施状況と有効性を定期的に評価し、その結果を経営層に報告する。

#### 4-2 原子力部門として実施する総合的な再発防止対策について

原子力不祥事以降,当社は「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指し,信頼回復のために「4つの約束」をかかげ,再発防止に取り組んできた。しかしながら,今回,過去の不正・データ改ざんが平成14年の総点検においても摘出できず,また,それ以降も見つけられなかったことに鑑みると,これまでの取り組みの継続・強化のみの再発防止対策では十分とは言えない。改ざんを受けつけない自浄能力を持った組織を作る必要がある。よりオープンな企業風土を作り,社員一人一人が地域・社会に対する説明責任を果たすという強い意識を身に着けることが必要だと考える。そのためには,社内の論理を優先することなく,地域・社会の意見に真摯に耳を傾け,話し合うことを奨励する価値観の浸透,地域・社会の声を業務改善に活用していく企業風土の醸成,これらを促進する組織・仕組みの強化が必要であり,今後,その具体策を検討していく。

よりオープンな企業風土を作るためには,失敗を言い出しやすい環境が必要と考える。この目的のため,失敗情報を未然防止のために活用することを重要視する価値観の共有,及び不適合管理の仕組みの改善に取り組んでいく。また,現場が抱える悩みを軽減するため,本店の発電所サポート機能を強化することが必要であり,この観点から本店組織のあり方を見直すこととする。

当社は,今回の事態を深く反省し,会社全体の課題として真摯に受け止め,今後,このような事態を二度と起こさないよう,地域・社会及び第三者の意見を聴きながら,より実効性の高い再発防止対策として全社を挙げて取り組んでいく。

#### <参考>

#### (1)原子力発電設備における法定検査以外のにデータ改ざんの調査結果(概要)

- ・報告徴収に基づく調査を実施した結果,法定検査に関するデータ処理以外においても改ざんもしくは不適切な取り扱いが確認された。(平成19年1月31日報告済み)
- ・平成 19 年 1 月 31 日以降の調査において確認された事案についても,詳細な事実関係の調査,原因の究明及び再発防止対策の立案を行った。

以上

2

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	評価区分	事実関係(検査等への影響含む)	原因の究明
原 - a	非ゼ高レゼ高レ炉系水用発炉系発炉系スび機の低レ圧検のでである。これでは、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	柏崎 1号機	H4.5	A	平成4年5月12日に実施された知識別頭庁力発電所・号機非常用タイーゼル多電機等の機能検査(定期接重)に対して接触的と対象を機能を必及が開発的とである。 対象技能である放留的検定が加かしてが同いがブノバの電動機が対象に、運転を配対側に、基準の表別にはは一部機能 以下の関係制は協議のと、最終的には特徴部長の対断のもと、定期検査の工程を返走さずに、不定とおり実体を終えたいという影響的、同常が対策にはは起動していないにも持わらず、中央制御室の表示灯にはこれが起動しているように表示されるよう操作して、同律重に「良」の判定を得たものである。 ・以上、調査団修告書より変要か 【検査への影響】 (接受 成立の影響) ・ 国長 の影響) ・ 国族の影響) ・ 国族の影響) ・ 国族の影響) ・ 国族の影響を表別したこと等から、保安規定に抵験するものであった。 【安全に対する影響) ・ 国族の影響を表別したとしても、RHIWボンブ (A) が動作しない状態で、非常用炉心冷却機能を非常用炉心冷却機能を維持することができ、事故時に必要な機能に関題はなかったことから、安全性に影響を及ぼすものではなかった。	<ul> <li>・発電部長が原子炉主任技術者を兼務し、原子炉主任技術者の牽制機能が発揮されていなかった。(主任技術者の機能)</li> <li>・最終的には発電部長が検査を偽装する判断を行った事に対して、所長を含め上位職に知らされていなかったことは管理上の問題があった。その背景には、部長、所長など高位職にある者の行動規範が明確に定められていなかった問題があった。(上位職の行動規範)</li> <li>b.企業倫理遵守・企業風土の問題・検査を通して「社会に対して説明する」「その説明責任を果たす」ということが理解されず看過された。(説明回避)</li> </ul>

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの
- B; 法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C;法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D;法定検査・保安規定への影響が軽微なもの

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	評価区分		査等への影響含む)	原因の究明
原 - b	非ゼ高レゼ高レ炉系水用発炉系発炉系スで機スイ機スイ機スのでであるでであるでであるでであるが、プ低能が変し、プ低能能ができなが、プ低に検検スイ機のでは、プー・プロイ注を	1 ~ 6 6 号機 別機 別機	S54.6 ~ H14.4	D	ずに非常用炉心冷却系ポンプの吐出・吸込圧力計の指示値を上下: 外する等の不適切な調整による検査データの改ざんが行われた。 これらの改ざんは、検査を円滑に受検し、無難に合格させるためで、技術課副長・主任の指揮のもと、中央制御室や現場において!を行ったかについては、対象となりうる圧力計の数や、検査当者にとはできなかった。改ざんの方法については、前任者から教えてもらうことはできなかった。日に、柏崎刈羽原子力発電所3号機で実施吐出圧力計について指示値をかさ上げするという不適切な調整に「検査への影響」「使用前検査合格時の値から著しく低下していない」という判定にから、計器調整等は検査結果に直接影響を与えるものではなかった。【保安規定において運転中に非常用炉心冷却系の定例試験を行うこのため、上記「検査への影響」と同様に、これらの調整は定例はなかった。 【安全に対する影響】 非常用冷却系の全てのポンプについては、調整の有無にかかわた。 【安全に対する影響】 非常用冷却系の全てのポンプについては、調整の有無にかかわた。 【安全に対する影響】 非常用冷却系の全でのポンプについては、調整の有無にかかわたを満足している。このため、本件はプラントの安全性に影響を及り、計器を持ている。このため、本件はプラントの安全性に影響を及り、計算を持ている。このため、本件はプラントの安全性に影響を及り、計算を持ている。このため、本件はプラントの安全性に影響を及り、計算を持ている。このため、本件はプラントの安全性に影響を及りによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりにより	した同検査の際にも、技術課主導のもと、残留熱除去系ポンプ(B)のよる検査データの改ざんが行われた。 基準に対して、この調整を行わなくても満足していたと考えられること た。 ことが義務付けられているが、その基準は上記定期検査と同様である。 試験結果に直接影響を与えるものではなく、保安規定に抵触するもので らず、設置許可の安全解析の前提条件となっているポンプ吐出圧力の値	・圧力計の誤差範囲で指示値を調整することについて、通常の検査準備業務という意識があり、検査の準備プロセスが明確でなかった。(検査のプロセス)・副長以下の判断で改ざんが行われた状況から、組織運営
					圧力計 警報の除外		現時点における改ざんの有無
					警報につながる配線を取り外し、 警報が発生しないよう処置 一検出器 警報 装置 警報 福島第一原子力発電所 1 ~ 6 号機の例		なし グループ討論、計器点検、文書類等の調査により、現在は このような改ざんは行われていないことを確認している。 また、平成 15 年 10 月以降、国による安全管理審査制度の 導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査 の対象とする制度改正が行われている。

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D;法定検査・保安規定への影響が軽微なもの
- 安全性に影響を及ぼすものではなかったと考えることから、法定検査と保安規定への影響度に分類した。

#### 発電所 改ざんの 番号 評価区分 法定検査 事実関係(検査等への影響含む) 原因の究明 時期・期間 ユニット 昭和52年10月から平成14年8月にかけて、福島第一原子力発電所1~6号機及び福島第二原子力発電所1~3号機において、総合負 総合負荷性能 福島第一 S52.10 a . 品質保証システムの問題 С 原 荷性能検査等の測定対象計器や警報装置に対して、計器測定値のばらつきの調整、前回検査データに合致させる調整、及び警報装置の不 検査 1~6号機 ~ H14.3 ・制限値や目標値について数値がばらついた場合の解釈が 正表示などのデータ改ざんが行われていた。その方法は計器のゼロ点調整 1、計算機のソフト変更、計器配線の変更、警報装置設定値の (蒸気タービ 明確でなかったため、当時の受検担当部署は、計器調整等 変更、警報装置の除外などであった。 ン性能検査 で無難に対処するという安易な方法をとった。(検査の判 これらの改ざんは、検査を円滑に受検し、合格させる目的で、ある場合には、技術課長(GM)からの文書による指示のもと、またあ 断基準) ・ホ項使用前 る場合には、技術課(グループ)副長、主任の判断により、改ざんが各課の検査担当者に指示された。どの計器等に対して、いつ、いか 福島第二 H2.1 なる方法で、誰が改ざんを行ったかについては、対象となりうる計器等の数や、定期検査の回数が多いことなどから、証言や残された関 ・検査データの不適合が発生した場合などに、適切に対処 検査を含む) 係資料においても、特定することはできなかった。 1~3号機 する方法が確立していなかったため、当時の 受検担当部 ~ H14.8 改ざんの方法については、手順書類への記載はなかったものの、毎回の定期検査の準備資料等にその記録が残されていたことから、技 署は、計器調整等で無難に対処するという安易な方法をと 術課の担当者が、前回までの定期検査資料を調べるなかで把握したり、受検業務のベテランである上司(副長、主任) 同僚、前任者から った。(検査のプロセス) 教えてもらうことにより受け継がれた。福島第二原子力発電所においては、昭和58年の1号機第1回定期検査以降、総合負荷性能検査 ・課長(マネージャー)自らが本来改ざんを是正しなけれ が始まり、先行する福島第一原子力発電所にならって総合負荷性能検査を受検しようとするなかで、受検における改ざん方法も結果的に ばならないところ、責任を果たしていなかった。(上位 継承された 職の行動規範) なお、検査の目標値に関する改ざんの中に福島第一原子力発電所2,4,5,6号機の復水器出入口海水温度に関するデータ処理の改ざん (プロセス計算機のプログラム変更(補正項の入力等))が含まれている。 1 原点(ゼロの位置)を調整するためのネジ等を利用して、指示針の位置を調整するもの。 b . 企業倫理遵守・企業風土の問題 【検査への影響】 当時の受検担当部署に検査官への説明に苦慮した経験を 今回の計器調整を行わない状態であっても制限値は満足していたことから、この調整は検査の結果に直接影響を与えるものではなかっ 踏まえ、「説明をできるだけ行いたくない」という思いがあっ た。(説明回避) また、検査時においてはプラントが安定的に運転されており、各機器に対する検査測定項目のパラメータは異常なく安定していた。総 保安規定に関わらない事項や安全管理に直接関わらな 合負荷性能検査等の目標値に関する判定基準は「異常なく安定していること」であり、計器調整を行わない状態でも、判定基準を満足し なかったとは考えにくく、検査の合否に直接影響を与えるものではなかった。 い事項に対して、多くの関係者が計器の調整等の行為 【保安規定上の問題】 を認識していた。(法令等の遵守) 今回データ改ざんが確認された総合負荷性能検査等の制限値のうち、サプレッションプール温度および格納容器酸素濃度が保安規定の 運転上の制限として規定されているが、今回の調査結果から保安規定を満足していることを確認しており、保安規定に抵触するものでは c . 安全文化の醸成・定着の問題 当時の受検担当部署にとっては、検査を円滑に受検し、 【安全に対する影響】 合格させたいと思っていた。(工程確保の優先) 原子炉の安全性を担保する保安規定は満足できていたと考えており、プラントの安全性に影響を及ぼすものではなかったと考える。 また、今回のデータ改ざんは計器の表示機能を調整したものであり、運転制御に用いる計器の調整ではないことから、プラントの運転に 影響はなかった。 計器(指示計)配線の変更 計器 (表示器)のゼロ点調整 指示計につながる計器配線 を別の指示計に変更 ねじ調整により、 計器の指示値を 指示計 指示計 指示計 指示計 変更 Û 検出器 検出器 検出器 検出器 現時点における改ざんの有無 なし ゼロ点を合わせ $\oplus$ るためのねじを 配管 配管 グループ討論、計器点検、プロセス計算機点検、文書類等 調整 の調査により、現在はこのような改ざんは行われていない 表示器 ことを確認している。 また、平成 15 年 10 月以降、国による安全管理審査制度の 警報の除外 警報につながる配線を取り外し、 導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査 警報が発生しないよう処置 の対象とする制度改正が行われている。 警報 警報 検出器 装置 改ざんの概要(例)

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの
- B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D; 法定検査・保安規定への影響が軽微なもの
- 安全性に影響を及ぼすものではなかったと考えることから、法定検査と保安規定への影響度に分類した。

番号	法定検査	発電所コニット	改ざんの 時期・期間	評価区分	事実関係(検査等への影響含む)	原因の究明
<b>一</b> 原原原	安定 安護 安護 安護 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经	工二福111月1月月1月月1月月1月月2月月3月月3月月4月月5月月5月月6月月6月月7月月6月月7月月8月月8月月9月月 <td< td=""><td>時期・期間 S54.2~ H10.5 S56.11~ H10.5</td><td>В</td><td>第6回(昭和54年)定期検査から第20回(平成10年)定期検査までにおける設定値確認検査、性能校正検査において、第一発電部第一保修課計談班は、主蒸気管流量大の差圧スイッチおよび主蒸気流量計を不正に校正した状態で受検し、検査終了後、正規に再校正を行ってからプラントを起動し、運転していた。また、これらの行為は、第一保修課計談班の中で、代々の担当者から副長までの間で引き継がれ、副長の承認のもと、第20回定期検査(平成10年)ままて実施されていた。またる動機は、設定値確認検査が初めて行われた第6回(昭和54年)定期検査当時、検査要領書の作成にあたり、主蒸気流量のライン毎に活躍検出器の流量・差圧特性の違いがあったが、検査官から特性の違いを問われた場合に、明確に説明できるデータがなかったことから、訪の頻雑さを含こうと思い、検査要領書の設定値を4ライン全て一律に記載したというであった。【検査への影響】 設定値確認検査においては、主蒸気配管 B、Dの差圧スイッチについては、本来動作すべき正規の値になっても動作しない状態(非学金組の状態)になっており、不適切な状態で受検していたことから検査の成立性に問題があった。【保知技能を正対しては、主蒸気配管 B、Dの計画を主蒸気配管 A、Cのが問題側に合わせて受検していため、主蒸気配管 B、Dについては主蒸気流量の正しい値よりも低めに指示され、不適切な状態で受検していたことから検査の成立性に問題があった。【保知技能で受検していたものの、その後運転に際しては正規に再校正されていることなどから、直ちに保安規定に抵触するものではなかった。【安全に対する影響】 検査終了後に計器を正規に再校正したため、プラント運転に際しては安全性に影響を及ぼすものではなかった。</td><td>原因の光明  a . 品質保証システムの問題 ・検査官などに計器のセット値及び測定範囲の根拠を明確に説明できるデータがなかった。(検査の判断基準) ・副長以下の判断で改ざんが行われた状況から、組織運営の管理者である課長(マネージャー)の管理の関与が十分ではなかった。(組織間・組織内での課題)  b . 企業倫理遵守・企業風土の問題 ・検査官から特性の違いを問われた場合に、明確に説明できるデータがなかったことから、説明の煩雑さを省こうと思い、検査要領書の設定値を4ライン全て一律に記載していた。(説明回避) ・検査要領書等を改善するに際し、正直に物が言えず、一部門(第一保修課計装班)で抱え込んでしまい、第21回(平成11年)定期検査の改造工事まで約20年に亘り改ざんが継続していた。(ものを言えない風土) ・設備の妥当性について、説明困難との観点から、検査に合格できれば良いとの意識も働いた。(法令等の遵守)</td></td<>	時期・期間 S54.2~ H10.5 S56.11~ H10.5	В	第6回(昭和54年)定期検査から第20回(平成10年)定期検査までにおける設定値確認検査、性能校正検査において、第一発電部第一保修課計談班は、主蒸気管流量大の差圧スイッチおよび主蒸気流量計を不正に校正した状態で受検し、検査終了後、正規に再校正を行ってからプラントを起動し、運転していた。また、これらの行為は、第一保修課計談班の中で、代々の担当者から副長までの間で引き継がれ、副長の承認のもと、第20回定期検査(平成10年)ままて実施されていた。またる動機は、設定値確認検査が初めて行われた第6回(昭和54年)定期検査当時、検査要領書の作成にあたり、主蒸気流量のライン毎に活躍検出器の流量・差圧特性の違いがあったが、検査官から特性の違いを問われた場合に、明確に説明できるデータがなかったことから、訪の頻雑さを含こうと思い、検査要領書の設定値を4ライン全て一律に記載したというであった。【検査への影響】 設定値確認検査においては、主蒸気配管 B、Dの差圧スイッチについては、本来動作すべき正規の値になっても動作しない状態(非学金組の状態)になっており、不適切な状態で受検していたことから検査の成立性に問題があった。【保知技能を正対しては、主蒸気配管 B、Dの計画を主蒸気配管 A、Cのが問題側に合わせて受検していため、主蒸気配管 B、Dについては主蒸気流量の正しい値よりも低めに指示され、不適切な状態で受検していたことから検査の成立性に問題があった。【保知技能で受検していたものの、その後運転に際しては正規に再校正されていることなどから、直ちに保安規定に抵触するものではなかった。【安全に対する影響】 検査終了後に計器を正規に再校正したため、プラント運転に際しては安全性に影響を及ぼすものではなかった。	原因の光明  a . 品質保証システムの問題 ・検査官などに計器のセット値及び測定範囲の根拠を明確に説明できるデータがなかった。(検査の判断基準) ・副長以下の判断で改ざんが行われた状況から、組織運営の管理者である課長(マネージャー)の管理の関与が十分ではなかった。(組織間・組織内での課題)  b . 企業倫理遵守・企業風土の問題 ・検査官から特性の違いを問われた場合に、明確に説明できるデータがなかったことから、説明の煩雑さを省こうと思い、検査要領書の設定値を4ライン全て一律に記載していた。(説明回避) ・検査要領書等を改善するに際し、正直に物が言えず、一部門(第一保修課計装班)で抱え込んでしまい、第21回(平成11年)定期検査の改造工事まで約20年に亘り改ざんが継続していた。(ものを言えない風土) ・設備の妥当性について、説明困難との観点から、検査に合格できれば良いとの意識も働いた。(法令等の遵守)
					流量変換器 → 記録計 差圧変換器 → 差圧スイッチ → 気	現時点における改ざんの有無
					・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	なし
					安全保護系検出器要素性能(校正) 安全保護系設定値確認検査 検査対象計器 対象計器 主蒸気流量計測系及び検査対象計器概略図(第 12 回定期検査の例)	平成 11 年に計器の特性を統一する改造工事を実施し、検査要領書記載の数値も正規の値に見直された。 グループ討論、計器点検、文書類等の調査により、現在はこのような改ざんは行われていないことを確認している。 また、平成 15 年 10 月以降、国による安全管理審査制度の導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査の対象とする制度改正が行われている。

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D;法定検査・保安規定への影響が軽微なもの

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	評価区分	事実関係(検査等への影響含む)	原因の究明
原	主漏(停止後)	柏崎 1 ~ 3 号機	H6.9 ~ H10.10	В	・	・課長(マネージャー)自らが本来改ざんを是正しなければならないところ、責任を果たしていなかった。(上位職の行動規範)  b.企業倫理遵守・企業風土の問題 ・過去(平成3年頃)の検査で、漏えい率が高かったことに関して、国より見解書を要求されたことがあり、この
					(pi) (pi)	現時点における改ざんの有無
					主蒸気隔離弁の漏えい率検査系統図	なし グループ討論、文書類等の調査により、現在はこのような 改ざんは行われていないことを確認している。 また、平成 15 年 10 月以降、国による安全管理審査制度の 導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査 の対象とする制度改正が行われている。

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D;法定検査・保安規定への影響が軽微なもの
- 安全性に影響を及ぼすものではなかったと考えることから、法定検査と保安規定への影響度に分類した。

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	評価区分	事実関係(検査等への影響含む)	原因の究明
原	<ul><li>蒸性(速検</li><li>(速検</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度</li><li>(速度<td>                                     </td><td>H13.3</td><td>D</td><td>「蒸気タービン性能検査」の一部であるタービン過速度トリップ検査に関して、「タービン機械式トリップ弁件動トリップ」。 室秘が発生しない設計となっていたが、第3回定期検査においては、検査関係者6名が、監報が出ないことを確認していたにも均わらず、タービングループスネージャーがポイラー・タービン主に検済者等と相談のうえ検査成績書の修正は行わないことを決定し、警報の発生で「良」とする検査成績書が作成され検査延の交付を受け検査に合格したものであり、こうした行為は、検査配線の改ざんである。改さんの動機としては、タービントリップ自体が他の警報で確認できているため、検査の成立性は確認できていること、過去の検査(第1回あたり第2回)を否定することになること、また、再起動させたプラントの停止を国から要求されるリスクを回避すること、固の検査官への説明が面倒と考えたことなどから、改さんを行ったことが確認された。 【検査への説明が面倒と考えたことなどから、改さんを行ったことが確認された。 【検査への説明が面倒と考えたことなどから、改さんを行ったことが確認された。 【検査での説はりに変数タービンを定格回転数から昇速度が手動とタービンが自動停止することを確認するものである。所定の回転数以下で蒸気タービンを増設されて対し、検査経験により、対定を持定して関語といて必要規定においてタービントリップに関する規定はない。 【保安規定しの問題】 (保安規定しの問題】 (保安規定にのでクービントリップに関する規定はない。 【安全規定においてタービントリップに関する規定はない。【安全規定においてタービントリップに関する規定はない。【安全規定を停止させるための非常調連機について、機能が維持されていることが確認されていることから、安全性に影響を見ばますする場合に表情が発生するように設備改造が行われている。  タービントリップで警報発生  実際には発生していない「タービン機械式トリップ弁作動トリップ」油圧低トリップ カイに、当該警報が発生するように設備改造が行われている。  タービントリップで警報発生  実際には発生していない「タービン機械式トリップ弁作動トリップ カイに関い項目として検査を実施していない「タービントリップで警報発生</td><td>a . 品質保証システムの問題 ・6・7号機(ABWR)の主タービンは新設計であり、 基本設計が6・7号機共に同一メーカーであるため、7号機のタービン過速度トリップ検査においても、先行号機の6号機と同様に「タービン機械式トリップ」の警報が発生するとの思い込みがあった。行号機の方で検査要領書を作成して、一般である6号機と同様の内容で検査要領書を作成しままで、一般である6号機と同様の内容で検査要領書を作成しままで、一般である6号機と同様の内容で検査要領書を作成しままで、一般である6号機と同様であった。(検査要領書の確認が不十分であった。(検査要領書の確認が不十分であった。(検査要領書のである。)、そのの記載が不十分であった。(主任技術者としての判断を誤り、そのを検査における主任技術者としての判断を誤り、そのため検査における主任技術者としての判断を誤り、そのため(主任技術者の機能)  b ・第3回定期検査において、警報が発生しないにもかかわらず「良」と判定したことについては、タービンが検査の、主任技術者の機能)  b ・第3回に直接影響しないことについては、タービンが表面のは立て、の回転数の111%以下の回転数でトリップしてもりが検査のは立て、過去に自る必要するように表示を受ける可能性があり、検査要領書及び検査の問題・検査であるように、主てを全文化の醸成・定着の問題・接合では、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述</td></li></ul>		H13.3	D	「蒸気タービン性能検査」の一部であるタービン過速度トリップ検査に関して、「タービン機械式トリップ弁件動トリップ」。 室秘が発生しない設計となっていたが、第3回定期検査においては、検査関係者6名が、監報が出ないことを確認していたにも均わらず、タービングループスネージャーがポイラー・タービン主に検済者等と相談のうえ検査成績書の修正は行わないことを決定し、警報の発生で「良」とする検査成績書が作成され検査延の交付を受け検査に合格したものであり、こうした行為は、検査配線の改ざんである。改さんの動機としては、タービントリップ自体が他の警報で確認できているため、検査の成立性は確認できていること、過去の検査(第1回あたり第2回)を否定することになること、また、再起動させたプラントの停止を国から要求されるリスクを回避すること、固の検査官への説明が面倒と考えたことなどから、改さんを行ったことが確認された。 【検査への説明が面倒と考えたことなどから、改さんを行ったことが確認された。 【検査への説明が面倒と考えたことなどから、改さんを行ったことが確認された。 【検査での説はりに変数タービンを定格回転数から昇速度が手動とタービンが自動停止することを確認するものである。所定の回転数以下で蒸気タービンを増設されて対し、検査経験により、対定を持定して関語といて必要規定においてタービントリップに関する規定はない。 【保安規定しの問題】 (保安規定しの問題】 (保安規定にのでクービントリップに関する規定はない。 【安全規定においてタービントリップに関する規定はない。【安全規定においてタービントリップに関する規定はない。【安全規定を停止させるための非常調連機について、機能が維持されていることが確認されていることから、安全性に影響を見ばますする場合に表情が発生するように設備改造が行われている。  タービントリップで警報発生  実際には発生していない「タービン機械式トリップ弁作動トリップ」油圧低トリップ カイに、当該警報が発生するように設備改造が行われている。  タービントリップで警報発生  実際には発生していない「タービン機械式トリップ弁作動トリップ カイに関い項目として検査を実施していない「タービントリップで警報発生	a . 品質保証システムの問題 ・6・7号機(ABWR)の主タービンは新設計であり、 基本設計が6・7号機共に同一メーカーであるため、7号機のタービン過速度トリップ検査においても、先行号機の6号機と同様に「タービン機械式トリップ」の警報が発生するとの思い込みがあった。行号機の方で検査要領書を作成して、一般である6号機と同様の内容で検査要領書を作成しままで、一般である6号機と同様の内容で検査要領書を作成しままで、一般である6号機と同様の内容で検査要領書を作成しままで、一般である6号機と同様であった。(検査要領書の確認が不十分であった。(検査要領書の確認が不十分であった。(検査要領書のである。)、そのの記載が不十分であった。(主任技術者としての判断を誤り、そのを検査における主任技術者としての判断を誤り、そのため検査における主任技術者としての判断を誤り、そのため(主任技術者の機能)  b ・第3回定期検査において、警報が発生しないにもかかわらず「良」と判定したことについては、タービンが検査の、主任技術者の機能)  b ・第3回に直接影響しないことについては、タービンが表面のは立て、の回転数の111%以下の回転数でトリップしてもりが検査のは立て、過去に自る必要するように表示を受ける可能性があり、検査要領書及び検査の問題・検査であるように、主てを全文化の醸成・定着の問題・接合では、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述は、記述
					a	現時点における改ざんの有無
						なし
						第4回定期検査(平成14年)に、当該警報が発生するように設備改造が行われている。 グループ討論、文書類等の調査により、現在はこのような改ざんは行われていないことを確認している。 また、平成15年10月以降、国による安全管理審査制度の導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査の対象とする制度改正が行われている。

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D;法定検査・保安規定への影響が軽微なもの

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	評価区分	事実関係(検査等への影響含む)	原因の究明
原	原子位置		H12.9	D	平成 12 年 9 月に、福島第一原子力発電所 2 号機で実施した原子炉停止余裕検査(定期検査および使用前検査)において、中性子検出器(以下「S R N M 」という)の配置位置の変更に伴い、検査要領書の変更手続きが必要となった。燃料技術グループでは、検査要領書の変更手続きにより、定期検査の工程に影響がでることを懸念していた。そのた、燃料技術グループのマネージャーと副長及び計測を創め、アンヤーと副長のは計画であるに、と、「大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	a.品質保証システムの問題 ・原子炉主任技術者は、燃料技術Gから状況について説明を受けたものの、主任技術者として判断を誤ったため、検査における責務を果たしていなかった。(主任技術者の機能) ・燃料技術グループのマネージャーと副長及び計測制御グループのマネージャーと副長の4名で打ち合わせにより、不適切な状態で検査を受検することが決定されており、組織間・組織内での課題の解決が不十分であった。(組織間・組織内の課題)  b.企業倫理遵守・企業風土の問題 ・燃料技術グループが、SRNMの装荷位置が変更されたことを知ったのが、当該検査の直前となり、定期検査の工程に影響が出ることを懸念したこと及び、SRNMの装荷位置が検査要領書と異なる位置であることは、原子炉停止余裕を確認する上で技術的には問題ないことから、検査要領書の変更のための国への説明を回避したかった。(説明回避)  c.安全文化の醸成・定着の問題 ・検査要領書の変更手続きを実施した場合、定期検査の工程に影響がでることを懸念していた。(工程確保の優先)
					51 47 43 39 35 31 27 23 19 19 15 10 11 07 03 02 06 10 14 18 22 26 30 34 38 42 46 50 起動領域中性子検出器配置図	現時点における改ざんの有無なし がループ討論、文書類等の調査により、現在はこのような改ざんは行われていないことを確認している。また、平成15年10月以降、国による安全管理審査制度の導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査の対象とする制度改正が行われている。

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- D;法定検査・保安規定への影響が軽微なもの
- 安全性に影響を及ぼすものではなかったと考えることから、法定検査と保安規定への影響度に分類した。

[福島第一原子力発電所2号機 第18回定期検査(平成12年)の例]

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	評価区分	事実関係(検査等への影響含む)	原因の究明
原	蒸気タービン性能検査の		H13.3	D	平成 13 年 3 月に実施した柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の第 3 回「蒸気タービン性能検査」の一部である組立状況検査(ローターアライメント状況)において、低圧タービンローターLPA・LPB 間及びLPB・LPC 間のセンターリング記録のうち、カップリング (接続)面の上開き測定値はそれぞれ 0.0875mm, 0.11mm であり、検査要積書にあける設定範囲 (0.13mm~0.23mm)を外れていた。タービンを製造した米国メーカーの技術的見解によると、このミスアライメント(芯ずれ)は許容できるものであり、運転中に不具合が発生することもない旨の回答を得た。そこで、当該実測値によって検査不合格となり、定期検査の工程に影響がでることを懸念し、タービングループの検査担当省は、上司であるマネージャへ、割長、主任と相談し、検査整項書の設定部間に収まった間ともにの1.3mm)を検査成構書に記載して検査記録を改ざんした。なお、当該検査の検査立会責任者であるポイラータービングループがら本事案についての相談・報告等は行われていなかった。 【検査への影響】 タービンローターセンターリングの設定範囲は、個々のタービン設計をもとに組立時の握付作業における裕度を考慮して事業者が設定した値であり、それを検査要領書に判定基準として引用されていたものである。設定部囲を造脱した場合、系の直対財産の蒸気タービン性能検査のうち、負荷検査におけるタービンの軸振動の最大値は 0.066mm(4 時間平均値)であり、警報値である 0.175mm に対し十分低く、検査の目的であるタービンが安定して連続運転していることの確認は可能であることから、検査機能に直接影響を入るものではなかった。本事案においてはタービンローターセンターリング測定値に関する規定はない。【安全定においてタービンローターセンターリング測定値に関する規定はない。【安全においてタービンローターセンターリング測定値に関する規定はない。【安全に対する影響】タービン組み時に米国製造メーカーによりミスアライメント(芯ずれ)が許容範囲内にあり、運転に支障がないとの見解が得られている。また、その後平成 13 年 2 月 9 日に実施して 7 号機第 3 回定期検査素タービン性能検査のうち、負荷検査におけるタービンの軸振動の最大値は 0.066mm (4 時間平均値)であり、警報値である 0.175mm に対し十分低く、タービンは安定して連続運転していることが確認されており、安全性に影響を及ぼすものではなかった。	a.品質保証システムの問題 ・7号機の検査成績書作成段階において、製造メーカーからの技術的見解に基づき実測値は許容範囲内であると解釈し、実測値とは異なる値を記載して検査成績書を作成した。(検査の判断基準) ・6・7号機(ABWR)の主タービンは、米国メーカー製であり、ローターのセンターリング設定範囲が 0.13mm~0.23mm と設定され、国産である1~5号機と比較して管理幅が狭い(約1/5)。この設定範囲が単に建設時の設計値であったことや、この範囲から外れた場合の対応として、製造メーカーが技術的な照会をするよう求めていたことから、当該設定範囲で管理していくことはかなり厳しいとの認識を持っていた。(検査の判断基準)・当該検査の検査立会責任者であるポイラータービン・主任技術者には、検査担当部署のタービングループから本事案についての相談・報告等は行われていなかった。(組織間・組織内の課題)
						現時点における改ざんの有無 なし
					低圧タービンローター LPB 低圧タービンローター LPC 軸受け b	当社検査担当者・協力企業の担当者への聞き取り調査,文書の調査等により、現在はこのような改ざんが行われていないことを確認している。また、平成 15 年 10 月以降、国による安全管理審査制度の導入により本検査についてもプロセス検査,抜き打ち検査の対象とする制度改正が行われている。

- A;法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの B;法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- C; 法定検査・保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの